

処 分 基 準

令和 6 年 12 月 1 日 作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第51条の9
処 分 の 概 要：登録法人に対する適合命令
原権者（委任先）：長崎県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 登録法人に道路交通法第51条の8第4項各号のいずれかに適合しない事実が認められた場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の早期是正の見込み等の事情を勘案して、当該事実に応じた必要な措置をとるべきことを命じることとする。 なお、次のような場合は、適合命令は行わないこととする。 ○ 道路交通法第51条の8第4項各号のいずれかに適合しなくなった事実が判明した後、当該法人が速やかにこれを是正、回復等しようとしており、その早期是正、回復等が見込まれるとき。
問 い 合 わ せ 先：長崎県警察本部交通部交通指導課駐車対策室 電話095-820-0110（内線5261）
備 考：